

# 青森県報

第二百七十二号

令和三年  
二月十七日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……三
- 潜水調査業務の競争入札参加資格……………(水産振興課) ……三
- 基本測量の実施……………(監理課) ……八
- 都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……八
- 宅地建物取引業者の免許の取消し……………(建築住宅課) ……八

## 告

## 示

### 青森県告示第九十一号

航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十八条の規定によりその例によることとされる同令第百十四条及び第百十七条第一項の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和三年二月四日から同月十九日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
	位 置	名 称	陸上自衛隊青森駐屯地
令和三年三月四日(木)	受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五	

### 二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)

### 青森県告示第九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 止
	青森県知事 三 村 申 吾	

奥口医院	弘前市大字亀甲町六三	令和 二・三・一〇
つきだて歯科診療室	三沢市美野原二丁目二二の一	二・三・三三
七ツ石内科	一 西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町二七の	〃
常盤診療所	六 南津軽郡藤崎町大字常盤字富田二二の一	二・三・三六

青森県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つきだて歯科診療室	三沢市美野原二丁目二二の一	令和 三・一・一
七ツ石内科	一 西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町二七の	〃
いちい薬局鰺ヶ沢病院店	〇 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一 〇 六の一〇	三・二・一

青森県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
やすはら耳鼻咽喉科	弘前市大字安原三丁目三の二二	令和 三・一・一

青森県告示第九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
つきだて歯科診療室	三沢市美野原二丁目二二の一	令和 三・三・三

青森県告示第九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	つくだて歯科診療室 七ツ石内科 いちいち薬局鯉ヶ沢病院店	所 在 地	三沢市美野原二丁目二二の一 一 西津軽郡鯉ヶ沢町大字七ツ石町二七の 一 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一 〇六の一〇	指 定 年 月 日	令和 三・一・一 三・二・一
-----	------------------------------------	-------	--	-----------	----------------------

青森県告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護リハビリステーション愛あい	三戸郡五戸町字下モ沢向二一〇の四〇	令和 元・〇・二四
変更後		三戸郡五戸町字下長下タ九一の八	

青森県告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	金子薬局	所 在 地	三戸郡五戸町字新町一七	指 定 年 月 日	令和 三・九・三〇
-----	------	-------	-------------	-----------	--------------

青森県告示第九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和三年六月一日から令和五年五月三十一日までの間において、潜水調査業務（水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。）の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 競争入札参加資格
  - 競争入札参加資格は、次のとおりである。
  - 1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
  - 2 三に規定する潜水業者資格審査申請書（添付書類を含む。）の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
  - 3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。
- 二 資格審査の申請の時期
  - 資格審査の申請の時期は、令和三年四月一日から同月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。
- 三 資格審査の申請の方法
  - 資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」とい

う。( )次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 1 会社概要(第二号様式)
  - 2 経営規模総括表(第三号様式)
  - 3 潜水調査等実績調書(直前二年分) (第四号様式)
  - 4 潜水技術者等経歴書(第五号様式)
  - 5 潜水器具・装置の設備状況(第六号様式)
  - 6 貸借対照表(直前二年の各事業年度における決算によるもの)
  - 7 損益計算書(直前二年の各事業年度における決算によるもの)
  - 8 申請者の登記事項証明書等
  - 9 納税証明書(次に掲げる税目について、未納及び滞納がないことの証明)
    - (一) 法人の場合
      - 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税
    - (二) 個人事業者の場合
      - 消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税
- 四 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。
- 五 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から令和五年五月三十一日までとする。
- 六 申請書の記載事項の変更届等  
申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第七号様式)を提出しなければならない。
- 1 商号又は名称
  - 2 所在地又は住所
  - 3 代表者の氏名
  - 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

青森県知事

殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

### 潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

# 会社概要

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 設立
- 4 資本金
- 5 営業種目

## 経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算		直前第1年度分決算		年間平均実績高 (1) + (2) 2	
	年 月 日から 年 月 まで(1)	千円	年 月 日から 年 月 まで(2)	千円		
平均生産額 又は販売額						
自己資本金	区分	直前決算時	剰余(次損) 金処分	計	決算後 増減額	合計
	資本金					
	種立金 (準備金)					
	次期繰越利益 (次損金)					
	計					
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他(単純労 務等)職員 人	計	人	
	流動資産( )千円					
	流動負債( )千円					
経営比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{流動資産}} \times 100 = \text{ } \%$				(小数点以下切捨て)	
営業年数	創業	年月日	現組織への変更	年月日	営業年数	
	年	月	日	年	月	日

第4号様式

### 潜水調査等実績調書

発注者	元請け又は下請けの別	件名	業務履行場所	請負代金の額	着手年月	履行(予定)年月

第5号様式

### 潜水技術者等経歴書

ふりがな 氏名				
生年月日				
本籍				
現住所				
最終学歴				
資格免許	種類	番号	取得年月日	備考
職歴				
年月日				
年月日				
年月日				
年月日				
年月日				
潜水調査等経歴				
従事期間	潜水調査等名	発注機関名		
賞罰				
上記のとおり相違ありません。				
	年 月 日	氏名	日	印

(注)資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

第6号様式

潜水器具・装置の設備状況

品 名	仕 様	数 量

第7号様式

年 月 日

青 森 県 知 事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休止・廃止 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
 廃業年月日 年 月 日

青森県告示第百号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）

二 作業期間

令和三年三月一日から同月三十一日まで

三 作業地域

青森県全域

青森県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を令和三年二月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（五・五・三号 新井田公園）

三 事業施行期間

令和三年二月十七日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

八戸市新井田西四丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百二号

令和二年十二月十四日次の宅地建物取引業者の役員の前を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リアルエージェント

二 代表者の氏名 森 康裕

三 主たる事務所の所在地 八戸市大字売市字小待一二五の一オフィス畑中G号室

四 免許証番号 青森県知事（一）第三四八〇号

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、青森県知事に対して審査請求をすることができる。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、青森県を被告として（青森県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、処分の日から一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に審査請求を行った場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円